(趣旨)

- 第1条 この条例は、子どもの疾病の早期治療を促進し、その健康の保持及び健全な育成と子育て支援を図るため、子どもの医療費を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる
 - (1) 子ども 中学校3年生までの者(出生日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)をいう。
 - (2) 社会保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)
 - イ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
 - ウ 船員保険法(昭和14年法律第73号)
 - 工 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
 - 才 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
 - カ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
 - (3) 医療費 社会保険各法に規定する療養に要した費用(入院時食事療養費を除く。)をいう。
 - (4) 一部負担金 医療費から社会保険各法の規定により給付される療養費を控除した額をいう。
 - (5) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを監護する者をいう。 (助成対象者)
- 第3条 第1条に規定する医療費の助成対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、社会 保険各法による被保険者又は<u>被扶養者</u>であって、本市に住所を有し、入院又は通院による医療を受ける子どもとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、乳幼児等が次の各号のいずれかに該当するときは、助成対象者 としないものとする。ただし、第2号から第6号までに該当する場合で、当該各号に定める 法律の規定により医療費の一部負担があるときは、当該乳幼児等を助成対象者とすることが できる。
 - (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護を受けているとき。
 - (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 20 条に規定する療育医療及び同法第 21 条の 5 に規定する小児慢性特定疾患治療研究事業の給付を受けているとき。
 - (3) 母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)第 20 条に規定する養育医療の給付を受けていると き。
 - (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 37 条に規定する入院患者の医療の給付を受けているとき。
 - (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年政令 第 10 号) 第 1 条の 2 第 1 号に規定する育成医療の給付を受けているとき。
 - (6) 昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知による特定疾患研究事業の 医療の給付を受けているとき。
 - (7) 交通事故により第三者の賠償の対象となっているとき。

(助成の範囲)

第4条 第1条に規定する医療費の助成は、子どもの医療費に要した一部負担金とする。ただし、社会保険各法に規定する高額療養費及び家族療養付加金等の給付金があるときは、一部負担金からその額を控除した額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、中学校1年生以上の助成対象者にあっては、一部負担金のうち、 次の各号に規定する額については助成しない。
- (1) 外来の場合 1月につき 1,000 円。ただし、1月の一部負担金の額が 1,000 円に満たない場合は、当該額とする。
- (2) 入院の場合 1月につき 2,000 円。ただし、1月の一部負担金の額が 2,000 円に満たない場合は、当該額とする。

(受給資格の認定)

- 第5条 保護者が助成を受けようとするときは、受給資格の認定について市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定に基づき、この条例に定める子ども医療費の助成対象と認定したときは、保護者に受給者証を交付するものとする。

(助成の申請等)

- 第6条 保護者は、第4条の規定による助成を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。ただし、保険医療機関は、保護者に代わり市長に請求することができる。
- 2 前項の申請及び請求は、保険医療機関において診療を受けた日の属する月の末日から起算 して1年を経過した日以後においてはすることができない。ただし、養育医療費の自己負担 金については、この限りでない。

(受給資格の喪失)

- 第7条 助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失するものとする。
 - (1) 本市に住所がなくなったとき。
 - (2) 死亡したとき。
 - (3) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(不当利得の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者があるときは、その者からその助成を受けた額に相当する金額又はその一部を返還させることができる。 (委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例に基づく乳幼児の医療費の助成については、平成17年度から適用する。 (経過措置)
- 3 合併前の菊池市乳幼児医療費助成に関する条例(平成4年菊池市条例第25号)、七城町乳幼児医療費助成に関する条例(平成4年七城町条例第15号)、旭志村乳幼児医療費助成に関する条例(昭和58年旭志村条例第5号)又は泗水町乳幼児医療費助成に関する条例(平成4年泗水町条例第19号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定に基づく乳幼児の医療費の助成については、平成16年度に限り、なお合併前の条例の例による。

附 則 (平成 19 年条例第 13 号)

この条例は、平成19年6月1日から施行し、改正後の菊池市乳幼児等医療費助成に関する条例の規定は、平成19年4月1日以後に行われた診療に係る医療費から適用する。

附 則 (平成 21 年条例第 10 号)

この条例は、平成21年6月1日から施行し、改正後の菊池市乳幼児等医療費助成に関する条例第2条の規定は、平成21年4月1日以後の医療費から適用し、平成21年3月31日以前の医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成 22 年条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第5号)

この条例は、平成23年6月1日から施行し、改正後の菊池市子ども医療費助成に関する条例の規定は、平成23年4月1日以後の医療費から適用し、平成23年3月31日以前の医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成 25 年条例第 11 号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。